特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
16	ひとり親家庭等医療費の支給に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

太宰府市は、ひとり親家庭等医療費の支給に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし

評価実施機関名

福岡県太宰府市長

公表日

令和4年12月28日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	ひとり親家庭等医療費の支給に関する事務
②事務の概要	太宰府市は、太宰府市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(昭和58年条例第20号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）及び太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第32号。以下「番号利用条例」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・ひとり親家庭等医療費の受給資格の認定に関する事務 ・ひとり親家庭等医療証の交付に関する事務 ・ひとり親家庭等医療費受給資格者の住所、氏名及び医療保険等の変更の届出に関する事務 ・ひとり親家庭等医療費の不正利得の返還に関する事務
③システムの名称	1. 医療費助成システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
ひとり親家庭等医療受給者情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法　第9条第2項 2. 番号利用条例　第4条第1項及び別表第1 2の項 3. 番号法別表第一　101の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報提供の根拠） ・なし （情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない） （情報照会の根拠） ・番号法　第19条第9号 ・番号利用条例　第4条第2項及び別表第2 2の項 ・番号法別表第二　121の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部　国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長

6. 他の評価実施機関
―

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒818-0198 福岡県太宰府市観世音寺一丁目1番1号 太宰府市 総務部 文書情報課 電話：092-921-2121　ファクス：092-921-1601

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒818-0198 福岡県太宰府市観世音寺一丁目1番1号 太宰府市　市民生活部　国保年金課 電話：092-921-2121　ファクス：092-921-1601

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年9月13日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年9月13日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[○]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [ ] 内部監査	[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	Ⅰ5. ①部署 ②所属長の役職名	①市民福祉部　国保年金課 ②国保年金課長　高原　清	①市民生活部　国保年金課 ②国保年金課長	事後	①組織改編による変更 ②新様式に対応
令和1年6月28日	Ⅰ8. 連絡先	〒818-0198 福岡県太宰府市観世音寺一丁目1番1号 太宰府市　市民福祉部　国保年金課 電話:092-921-2121　ファクス:092-921-1601	〒818-0198 福岡県太宰府市観世音寺一丁目1番1号 太宰府市　市民生活部　国保年金課 電話:092-921-2121　ファクス:092-921-1601	事後	組織改編による変更
令和1年6月28日	Ⅱ1. および2. いつ時点の計数か	平成28年4月30日時点	令和1年5月31日時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ		様式変更による追加		
令和2年10月20日	Ⅰ 3. 法令上の根拠	1. 番号法　第9条第2項 2. 番号利用条例　第4条第1項及び別表第1 2の項 3. 太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(平成27年規則第46号)第3条	1. 番号法　第9条第2項 2. 番号利用条例　第4条第1項及び別表第1 2の項	事後	5年に一度の見直しによる
令和2年10月20日	Ⅰ 4. ②法令上の根拠	(略) (情報照会の根拠) ・番号法　第19条第14号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規則第3号)　第2条 ・番号利用条例　第4条第2項及び別表第2 2の項	(略) (情報照会の根拠) ・番号法　第19条第8号 ・番号利用条例　第4条第2項及び別表第2 2の項	事後	5年に一度の見直しによる
令和2年10月20日	Ⅱ1. および2. いつ時点の計数か	令和1年5月31日時点	令和2年9月13日時点	事後	5年に一度の見直しによる
令和4年2月22日	Ⅰ 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	番号法改正による項番の整理

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月28日	Ⅰ ３. 法令上の根拠	1. 番号法　第9条第2項 2. 番号利用条例　第4条第1項及び別表第１２の項	1. 番号法　第9条第2項 2. 番号利用条例　第4条第1項及び別表第１２の項 3. 番号法別表第一　101の項	事前	公金受取口座情報の提供開始による
令和4年12月28日	Ⅰ ４. ②法令上の根拠	（情報照会の根拠） ・番号法　第19条第9号 ・番号利用条例　第4条第2項及び別表第２２の項	（情報照会の根拠） ・番号法　第19条第9号 ・番号利用条例　第4条第2項及び別表第２２の項 ・番号法別表第二　121の項	事前	公金受取口座情報の提供開始による